

岩手県告示第211号

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の1の項及び52の項に規定する知事が定める法人を次のとおり定め、令和7年4月1日から施行し、あっせん申請手数料等を徴収しない法人（令和元年岩手県告示第46号）は、同年3月31日限り、廃止する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 日本下水道事業団
- 2 地方独立行政法人
- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 4 独立行政法人水資源機構
- 5 国立大学法人
- 6 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 7 独立行政法人国立病院機構
- 8 独立行政法人都市再生機構
- 9 国立高度専門医療研究センター
- 10 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 11 国立健康危機管理研究機構